

教育民生常任委員会会議録

1. 開催日 令和7年3月10日(月) 9時44分～10時32分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (6名)
委員長 谷口 和也 副委員長 坂本 稔記 委員 井上 容子
委員 前川さおり 委員 中西 友子 委員 坪井 信義
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副町長 田間 宏紀 教育長 山村 嘉寛
統括鑑 中村 元紀 教育委員会事務局長 山下 健一 教育課長補佐 上村 文彦
まちづくり推進課長 中川 泰成 保健福祉課長 見並 智俊 地域共生室長 中西扶美代
保健福祉課長補佐 上村 和弘 保健福祉課長補佐 川口 文香 地域共生室長補佐 西野 珠代
6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同書記 福井希美枝
7. 会議録署名委員 井上 容子 委員 前川さおり 委員
8. 委員会付託議案審査について
第1 議案第2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定について
第2 議案第10号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
第3 請願第1号 小中学校給食費の無償化を求める請願について
第4 請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について

開会の宣告

(午前9時44分 開会)

○委員長(谷口 和也) ただいまの出席委員数は6名で、定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に、町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。

開会に当たり、町長から挨拶をいただきます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 教育民生常任委員会に付託をいただいております2議案についてご審査を賜るということでございます。よろしくお願いたします。

○委員長(谷口 和也) では、本日は、本委員会に審査付託されました議案4件の審査を行います。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、前川さおり委員、中西友子委員の2名にお願いをいたします。

日程第1 議案第2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定について

○委員長（谷口 和也） それでは、議事に入ります。

議案第2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） 説明はありませんので、それでは、質疑に入ります。

発言を許可します。

井上容子委員。

○委員（井上 容子） 井上です。

2点質問させていただきます。

文化財等管理基金ということで文化財等という言葉になっておりますけれども、この文化財等の言葉の定義は定めなくてよいのでしょうか、お聞かせください。

2つ目なんですけど、文化財だけでなく、歴史資料や地域資料のデジタル化に向けた財源が確保できておりませんが、そういったものもこれで賄えるのかお聞かせください。

以上、2点です。

○委員長（谷口 和也） 教育委員会、山下事務局長。

○教育委員会事務局長（山下 健一） 教育委員会、山下。

先ほどのご質問ですが、言葉の定義は要らないのかということですが、要らないと判断して、入れてございません。

それから、もう一つは、文化財に関して、全て何でも使えるように文化財等としておりますので、ほかのものにも使えるかとは思いますが。

以上です。

○委員長（谷口 和也） 井上委員。

○委員（井上 容子） そうしますと、ざっくりフレキシブルに使えるように、こういうふうにいただいているという考えでよろしいでしょうか。

○委員長（谷口 和也） 山下事務局長。

○教育委員会事務局長（山下 健一） 教育委員会、山下。

小林邸を寄附いただいた際に、現金も一緒にご寄附をいただいとるということですので、一般寄附でございましたけれども、それは小林邸に使うべきだと思いますので、それらの使い道がはっきり分かるように基金を積みましていただいて、会計のほうに入れさせていただくという形を取っております。

以上です。

○委員長（谷口 和也） よろしいですか。

井上委員。

○委員（井上 容子） 井上です。

小林邸の寄附以外でも、今後この基金に積み立てられることも考えられないということですか。

○委員長（谷口 和也） 山下事務局長。

○教育委員会事務局長（山下 健一） 教育委員会、山下。

それ以外のものについては考えておりません。

以上です。

○委員長（谷口 和也） よろしいですか。

○委員（井上 容子） はい。

○委員長（谷口 和也） ほかにありませんか。

よろしいでしょうか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） では、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○委員長（谷口 和也） 挙手多数です。

したがって、議案第2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第10号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

○委員長（谷口 和也） 次に、議案第10号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いいたします。よろしいですか。

（「ございません」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

井上委員。

○委員（井上 容子） 井上です。

改正前の第2条第7項ですか、入院時食事療法療養費、入院時生活療養費を削除されているというふうに提案説明でもあったかと思うんですけども、これ、たしか低所得者の助成に関する条例だったかと思うんですけども、学校に行っているときは給食費

の補助を受けているのに、学校を休んでいる間は全食賄わないといけなくなっちゃうと思うんですけども、この辺何かお考えがあつてのことなんでしょうか、お聞かせください。

○委員長（谷口 和也） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

こちらの入院時の食事療養及び生活療養ということで、今回対象から外れますよということで条例改正させていただいたんですが、これについては県の福祉医療費の中の子ども医療費の中でそのような改正がされたということで、こちらとしてもそれに合わせるということですので、こちらの単独での判断ということではなくて、県のその制度に合わせるということですので、ご理解賜りたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（谷口 和也） 井上委員。

○委員（井上 容子） 玉城町の中で玉城町のプラスアルファの福祉としてそれを設定するということはできないわけでしょうか。

○委員長（谷口 和也） 見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

そうですね、この部分について町単独でというところについての考えとしては、今現在考えていないということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（谷口 和也） ほかにございますか。

中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

確認になるんですが、これは窓口で無償化という制度ではないんですね。

○委員長（谷口 和也） 見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

今、中西委員仰せの部分というのは現物給付という話の件でよろしかったでしょうか。実はこの現物給付というのは、各市町村の判断でそれをしないというのは判断させていただいております。補足説明の中でもご説明させていただきましたが、今回中学生から高校生まで対象年齢を引き上げるというところについては、そのような形でさせていただくんですが、現物給付、窓口での負担というふうなものにつきましても、負担の要らない現物給付の手続を併せて伊勢地区医師会のほうと協議をさせていただく予定をさせていただいておるということで説明させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

その予定されているというのはまだ未定ということでもいいんでしょうか、それともいつまでという話まで出ているということでもよろしいんですか。

○委員長（谷口 和也） 見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

実は小学生から中学生に引上げの際、6年の9月にも1回目のその現物給付というような手続を伊勢地区医師会のほうに近隣の市町と併せて協議に行かせていただきました。そのときの感触というのが、医師会のほうの考え方としても、そういう窓口負担がないということはいいことだなというふうなことでおっしゃっていただいていたかにも思いますので、今回もまた近隣の市町同時期に拡大をさせていただいて、現物給付を協議に行く際には、同じように了承していただけるのではないかとというふうに考えておりますので、そのようにご理解賜りたいと思います。

○委員長（谷口 和也） よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） それでは、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○委員長（谷口 和也） 挙手多数です。

したがって、議案第10号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3及び第4は議員紹介による請願審議であるため、執行部の方は退席をお願いをいたします。

暫時休憩をします。

（午前9時55分 休憩）

（午前9時56分 再開）

○委員長（谷口 和也） 再開します。

日程第3 請願第1号 小中学校給食費の無償化を求める請願について

○委員長（谷口 和也） 次に、請願第1号 小中学校給食費の無償化を求める請願についてを議題にします。

請願の趣旨説明は既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） 説明がありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

前川委員。

○委員（前川 さおり） 前川です。

中西委員のこの請願書のお気持ちは私も重々分かるんですが、ここに実施されているこの5町というところにちょっと着眼しますと、玉城町と児童生徒数がやはりちょっと違う。かなり格差があると思うんですね。これをこの小中学校の給食費の無償化をもし行うとしたら、大体玉城町でどれぐらいの予算を見積もられていて、どういったところから予算取りをしてくるかというもしお考えがあればお聞かせください。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

数年前に教育委員会のほうでお話を伺ったときは1億超えの予算、約2億近いと雑談ベースの話をしたんですが、そのようなお話をいただいております。私が考える予算取りとしましては、交付金のほうを使う、またはふるさと応援寄附金の使い道が決まってない部分、それと財政調整基金の取崩しなどを予定しております。

○委員長（谷口 和也） よろしいですか。

ほかに意見。

坂本副委員長。

○委員（坂本 稔記） 坂本です。

まず、請願の趣旨の中でいただいている質問とはちょっと異なるんですが、署名を確認させていただきたいなと思っているんですが、暫時休憩をもしよろしければしていただいて、その署名の中身についてちょっと委員として確認したいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（谷口 和也） 暫時休憩します。

(午前9時59分 休憩)

(午前10時04分 再開)

○委員長（谷口 和也） 再開します。

ほかに質疑のある方は。

坪井委員。

○委員（坪井 信義） 今ちょっと一部分閲覧をさせていただきましたけれども、町内の方ばかりなんでしょうか、それとも町外の方も署名されている方がいるのでしょうか、お聞きします。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

手分けして署名をいただくという運動をしておりますので、玉城町内限らずに求めてまいりましたので、玉城町、玉城町外というのは考えずに署名を集めてまいりましたので、確認のほうはいたしておりません。

○委員長（谷口 和也） ほかに質問は。

坂本副委員長。

○委員（坂本 稔記） 坂本です。

それでは、私のほうから何点か質問させていただきます。

本議会において、中西委員は紹介議員として本請願について発議されたというふうに認識しております。主観が入らないように請願書をそのまま朗読されたというふうに思ってます。

そこで、まずお伺いしたいのですが、中西委員のお考えになる本請願が可決した場合のメリットであるとか、デメリット、これは何らかお持ちであると思いますので、教えていただければと思います。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

私としましては、この請願に賛同して紹介議員となっているので、メリット、デメリットについては思ったことがないというか、考えたことがありません。子供たちの食べる権利というのをまずは保障していただきたいなと思って賛同いたしました。

○委員長（谷口 和也） 坂本副委員長。

○委員（坂本 稔記） はい、承知しました。

それでは、次の質問なんですけど、2026年度から小学校の給食無償化については国会のほうで議論がある程度進められているかなというふうに思ってます。今、町単費で小中学校の給食費を早期に無償化する必要について私はちょっと疑問が残るんですが、この辺について中西議員の何かお考えがあれば教えてください。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

私もテレビとか見ておりますと、2026年から小学校の給食無償化が開始されるだろうという報道を見ることができました。この活動自体今始まったことではないんですね。署名を集めるとか、給食を無償化にするとかいうのは、今回の請願を出された団体の方と一緒に活動させていただいているというのもあります。そんな1年早く始めることにデメリットがあると私も思っておりませんし、今、ほか自治体が、この玉城の予算の交付金でも出ていました重点支援交付金を活用して、給食の無償化、一部補助、半額補助などを物価高騰対策としてしているという現状があります。給食の無償化を求めることによって、子供の食べる権利を確保するとともに、親世帯の物価高騰対策の対策にもなると思っております。

○委員長（谷口 和也） 坂本副委員長。

○委員（坂本 稔記） 坂本です。

分かりました。

それでは、また次の質問なんですけれども、請願理由の中に、ちょっと私の取り違いかもしれないんですけれども、玉城町が給食費の一部補助を行っていないかの表現がちょっと読み取れたんです。実際のところはどうかというところを中西委員、御存

じでしたら教えてください。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

玉城町が給食費の一部補助をしていることは私も予算書を審査している中で存じております。この請願の中に入っていないというのが問題とされておるのでしょうか。

続けて言わせていただいてよろしいですか。玉城町では一部補助をしているというのも重々承知の上で無償化を求める請願ということで、無償化に焦点を絞ってこのような書き方になりました。

○委員長（谷口 和也） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 坂本です。

請願書を読み解いてみると、無償化にしている自治体が合わせて10、補助等の工夫をされているところもあるというふうな表現がありましたので、てっきり私は中西委員が何かお間違いをされていて、当町においては工夫をしていない認識でいらっしゃるのかなと思ったので、このような質問をさせていただいたんですが、それでは、次の質問なんですけれども、憲法26条の無償という部分については、授業料の免除を指しているのかなというふうに思っています。それは過去の裁判所の判例で、義務教育の無償には授業料の無償化は含まれるが、教材や給食費までは含まれないというふうに解釈されている判例が多い、何件か散見されるからなんですけれども、この点についてどうお考えでしょうか。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

そういう裁判の判決も出ているのも存じておりますが、この物価高騰の中で、それを超えて無償化にしていかないと、最近の帝国データバンクでは、社会保険料が14万件も滞納されているという生活のとても厳しい中での対応ではできないと思います。その判決理由はまたちょっと置いて、町での実施を目的としておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

○委員長（谷口 和也） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 物価高騰の影響を受けるのは子育て世代であるとかだけではないというふうに私、認識しているんですよね。例えばですが、先ほど前川委員からも質問があったと思うんですけれども、小中学校の児童生徒を人数分給食費を無償とした場合に、その財源確保ですね。あとは一体どのくらいの金額が、さっきざっくりとした金額言っていたんですが、その辺ある程度ざっくり過ぎるんじゃないかなと。その辺大体どのくらいになるのかとご理解いただいているのでしょうか。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

年々物価高騰に対して材料費なども高騰しておりますので、今、私が幾らと答えたも

のが違ってくる可能性がありますので、ざっくりとした数字になっております。

○委員長（谷口 和也） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 物価高騰はよく理解しているんですが、例えば小学校の低学年が月々幾ら給食費を支払っているかというのは御存じでないのでしょうか。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

今、すみません、手元にちょっと資料を持ってくるのを忘れてしまいました。4,500から4,700円ぐらいだったと記憶しております。

○委員長（谷口 和也） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 坂本です。

そういう細かい、ある程度計算が例えばできていないで、しない状態のまま財源確保をここから出してくれ、あそこから出してくれというのは、委員として、議員として、もう少し町のことも考えていただけたらなというふうに私は思います。

それでは、私からの質問は以上です。

○委員長（谷口 和也） ほかによろしいでしょうか。

では、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対し討論の通告が提出されておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 坂本。

委員長の許可をいただきましたので、請願第1号 小中学校の給食費無償化を求める請願について、反対の立場で討論させていただきます。

本請願は、玉城町の小中学校における給食費の完全無償化を求めるものですが、以下の点から、現時点での無償化は適切でないと考えます。

まず第1に、2026年度から小学校の給食無償化について国会で議論され、進められている中で、単町費で小中学校の給食費を早期に無償化する必要があるのかが疑問です。国や県の制度変更が見込まれる中で、町独自に財源を確保し、小中学校の給食を無償化することは慎重に検討すべき課題です。現在の補助制度を維持しながら、国や県の動向を見極めることが合理的であり、財政負担の観点からも拙速な判断は避けるべきです。

第2に、請願理由において、あたかも玉城町が給食の一部補助を行っていないような印象を受けますが、実際は令和6年度については月額1,700円の補助が、来年度、令和7年度には2,000円の給食費補助は当初予算に計上されています。具体的には、生徒児童1人当たり保護者負担軽減として1,000円、さらに物価高騰対策として1,000円の補助が計上されており、町は既に保護者の負担軽減に努めており、今後も継続して実施をする考えが読み取れます。このような実態を考慮せず、無償化を求めることは町財政に対

する影響を軽視するものと言わざるを得ません。

第3に、過去の判例において、給食費は保護者が負担するべきものであると判断されています。例えば給食費未納が争われた裁判では、保護者に支払い義務があるとする判決が出されています。これは給食費が義務教育の無償の範囲に含まれないという法的解釈に基づくものであり、全国的にも一般的な認識です。したがって、憲法第26条を理由に給食費の無償化を求めることは法的な観点からも適切でないと考えます。

第4に、玉城町は物価高騰対策として、一部の子育て世代だけでなく、全ての住民に均等に恩恵が行き渡るよう、地域通貨たまねー活用した支援を行っています。物価高騰の影響を受けるのは子育て世代だけではなく、全ての町民です。そのため、町としては特定の世帯だけを支援するのではなく、より広範的に支援を行う方針を取っています。給食費無償化を進めることで、ほかの福祉施策や町全体の支援策が圧迫される可能性があることを考慮すべきです。さらに財政面での問題も無視できません。現在、玉城町が小中学校の給食費を完全無償化する場合、年間8,000万円以上の追加財源が必要となると試算されます。この財源確保のためには、ほかの施策の見直しが必要になり、慎重な議論が求められます。無償化の実施に当たっては、単年度の予算だけでなく、中長期的な財政計画を踏まえる必要があります。

以上の理由から、本請願には賛同できません。給食費の負担軽減については、現在の町単独の補助制度を維持しつつ、今後の国や県の動向を踏まえた慎重な対応が求められます。町の財政状況や公平性を考慮せず、拙速に無償化を進めることは適切でないと考えます。各位には良識のある判断をお願いをし、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○委員長（谷口 和也） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（少数挙手）

○委員長（谷口 和也） 挙手少数です。

したがって、請願第1号 小中学校給食費の無償化を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

日程第4 請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について

○委員長（谷口 和也） 次に、請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願についてを議題にします。

請願の趣旨説明は既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いいたします。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

井上委員。

○委員（井上 容子） 井上です。

請願内容を拝見しますと、加齢性難聴の低所得者の経済負担の補助というふうを受け取らせていただいたんですけども、加齢性難聴というのは40代でも加齢性難聴というふうになるんですけども、その辺は年齢に制限を加えられるものがないと思ってよろしいですか。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

いつから加齢性という判断ができるかは私も難しいと思いますので、年齢に判断材料としては入れてはおりません。

○委員長（谷口 和也） ほかによろしい。

じゃ、井上委員。

○委員（井上 容子） この後の予算決算の常任委員会で、高齢者補聴器補助等というふうなことで予算が出ておりますが、そこでどういうふうな詳細と言うんですか、補助の内容というのは何うことになるかと思うんですけども、そちらで加齢性というわけではなかった場合、この請願が意味のないものになってしまうんですけども、その辺はどういうふうにお考えかお聞かせください。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

ちょっとすみません、井上委員、おっしゃられていることの意味が私ではちょっと理解しにくいんですが、その予算に計上されているよとなったときに、こちらで賛同しても意味がなくなってしまうということの理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（谷口 和也） 井上委員。

○委員（井上 容子） すみません、言い方が悪かったです。制度を創設してくださいという内容でしたので、私、高齢者に限った補聴器購入だったら、こちらの請願書というのは高齢者に限ってないということですので、すごく賛成させていただきたいと思っているんですけども、その辺を今回予算書をご覧になって、どのようにお感じかお聞かせいただけたらなと思ひまして質問させていただきました。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

今、その予算の中の条例というか、規約というか、何に出てくるのかも分かりませんし、その内容も私も存じませんので、私どもが加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設のほうを求めているので、こちらは創設を求めているだけで、内容にこだわりがまだないという、創設を求めていますので、その予算書の中の内容がどのよう

な感じが分からないので、どのように比べるというのもできないので、その質問にはちょっとお答えできかねるかと思います。

○委員長（谷口 和也） ほかに。

坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 坂本です。

1つ質問なんですけれども、今、中西委員、予算書の中に出ているけれども、どういった内容か分からないので比べることができない。請願としては、創設を求めているというところで、どういった内容か分からないのに、なぜ質疑をされなかったんでしょうか。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） その制度自体の規約はまだ出てきてないので、質問することはできません。そして、予算決算の一般会計の当初予算のほうに計上されているので、その中で聞くことはできると思いますが、まだそこまでは日程の都合上、たどり着いておりませんので、私としても聞きたいのはやまやまですが、聞くことができませんので、予算決算常任委員会時に質問したいと思っております。

○委員長（谷口 和也） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 町長の提案説明の中で、高齢者補聴器購入補助金といった加齢性難聴直接ではないですが、そういった表現があって、提案説明をされていると思うんですが、その点については何かお考えがあるでしょうか。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 高齢者というご説明だったので、加齢性難聴とは種類が違うと思いい、その質問をすることを私の中ではやめました。しないこととしました。高齢者という、その町長の発言によってくくりが生まれてしまうというのを感じたので、しなかったというのも主な理由です。

○委員長（谷口 和也） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） つまりじゃ、中西委員の中では加齢性難聴と高齢者の購入補助金というのはまた別のものであるという考え方でよろしいですか。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

町長説明のときにはそのように判断いたしましたので、今その坂本委員の質問を受けて、ああ、そういう考え方もできるのだなというのを今感じた次第です。

○委員（坂本 稔記） 結構です。

○委員長（谷口 和也） ほかによろしいでしょうか。

それでは、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対し討論の通告がされておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 坂本。

委員長の許可をいただきましたので、請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について、反対の立場で討論します。

本請願の趣旨、理由については十分理解できるものであり、加齢性難聴が高齢者の生活の質に与える影響や経済的負担の大きさについても共感する部分があります。特に難聴が認知症や鬱病のリスクを高めることが指摘されている点については、私としても重要な課題と認識しております。

しかしながら、本請願で求められている加齢性難聴者の購入に対する助成制度の早急な創設については、既に令和7年度の当初予算案に高齢者等購入補助金が計上されており、請願の趣旨は事実上満たされていると考えます。

したがって、仮に令和7年度当初予算が可決されたならば、請願の目的は達成されたこととなります。そのため、請願事項の内容を改めて議会として採択する必要はなく、本請願は否決すべきものと考えます。

また、公的支援の実施に当たっては、財政状況を踏まえた慎重な判断が求められます。補聴器の助成は重要な施策ではあることはもちろんですが、高齢者福祉全体の中でどの程度の優先度をもって取り組むべきか、また、他の医療、介護施策とのバランスをどのように取るべきかを考慮する必要があります。

以上のことを踏まえ、委員各位に良識のある判断をお願いし、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○委員長（谷口 和也） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（少数挙手）

○委員長（谷口 和也） 挙手少数です。

したがって、請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願は、不採択とすることに決定をしました。

暫時休憩します。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○委員長（谷口 和也） 再開します。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これをもって本委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） 異議なしと認めます。

これで教育民生常任委員会を閉会をいたします。

本会議での委員長報告については、審議内容は議事録をご覧くださいとし、主な事項及び結果の報告とさせていただきますので、ご了承願います。

ご苦労さまでした。

（午前10時32分 閉会）

令和 年 月 日

委員長

署名委員

署名委員